

計量法施行規則の一部を改正する省令等の省令及び告示案について

1. 改正の背景・必要性

(1) 自動捕捉式はかりに係る技術基準等の制定

計量制度は、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全・安心の基盤として機能している。そのため、経済社会環境の変化に応じた適切な制度運営が図られるべきものであり、現在の計量行政における実態を踏まえ、計量行政を取り巻く状況の変化に的確に対応するための検討を行うべく、平成 28 年 5 月に経済産業大臣より「今後の計量法の施行の在り方」について計量行政審議会に諮問がなされた。

計量行政審議会では、①民間事業者の参入の促進、②技術革新、社会的環境変化への対応、③規制範囲・規定事項の再整理・明確化の 3 つの視点から、議論が行われ、次なる 10 年において計量行政が取り組むべき政策の方向性が示され、平成 29 年 6 月の計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）により、平成 31 年 4 月 1 日から自動捕捉式はかりの検定が開始されることとなる。

今次の改正では、自動捕捉式はかりに係る技術基準等必要な措置等を講ずるものである。

(2) 指定検定機関に保有を義務付けている器具の見直し

特定計量器の検定を行う指定検定機関が検定に用いる器具、機械又は装置について、実態を踏まえ、非自動はかりの指定検定機関が使用すべき器具等を柔軟化する。具体的には、現在使用が必須となっている基準はかりについて、その業務の内容を踏まえ、使用を義務としないこととする。

※その他条文の適正化のために所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 自動捕捉式はかりに係る技術基準等の制定

特定計量器の修理を行う事業者は、原則、経済産業大臣宛に届け出ることとなっており（法第 46 条）、また、特定計量器の修理を行った場合、原則、検定証印を除去することとなっている（法第 49 条）が、届出又は検定を必要としない修理の範囲を、軽微な修理又は簡易修理として計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号。以下「施行規則」という。）に定めていることから、特定計量器として新しく追加された自動はかりのうち平成 31 年 4 月 1 日より検定が開始される自動捕捉式はかりに係る軽微な修理及び簡易修理の範囲を施行規則で規定する。

また、特定計量器に係る構造又は器差に係る技術基準については、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号。以下「検則」という。）で定めていることから、自動捕捉式はかりに係る技術基準等を検則で規定する。

また、指定検定機関が検定証印を付する場合には、はり付け印により付するものとしており（検則第 23 条第 2 項）、その様式は経済産業大臣が定める様式によるものとしている（検則第 26 条の 2）。具体的には、平成 30 年経済産業省告示第 57 号（以下「様式告示」という。）において様式を定めている。

当該様式中には検定の有効期間等を記載することとしているが、法第 127 条に基

づき指定された適正計量管理事業所において使用する特定計量器のうち自動はかりについては、計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「施行令」という。）別表第三において検定の有効期間を6年としているのに対し、それ以外の自動はかりについては検定の有効期限を2年としていることから、適正計量管理事業所で使用する自動はかりとそれ以外の自動はかりの検定証印に付する有効期間の表示について様式告示の一部を改正し、明確化する。

（2）指定検定機関に所有を義務付けている器具の見直し

法第16条第1項第2号イでは、検定を行う機関として、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所及び経済産業大臣が指定した者（指定検定機関）が規定されている。

従来の指定検定機関（以下「A機関」という。）は、構造検定（型式試験）及び器差検定を行うことができる機関である必要があったが、平成29年の指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第72号。以下「機関等省令」という。）の改正により、検定の範囲を限定（器差検定を中心とした検定）して行う指定検定機関（以下「B機関」という。）を指定することができる制度を創設した。

これらの指定検定機関のうち、非自動はかりの指定区分により指定を受けるB機関が、検定に用いる器具、機械又は装置として義務づけられているものは、基準はかり及び基準分銅である（A機関については、これらに加え、恒温恒湿装置等5装置も保有が義務づけられている）。

B機関について、その業務内容の実態に応じ、検定に使用しなければならない器具等を基準分銅のみとする機関等省令の改正を行う。

3. 対象省令・告示及び分量

<省令（改正3件）>

- 計量法施行規則
- 特定計量器検定検査規則・特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令
- 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令

<告示（改正1件）>

- 平成30年経済産業省告示第57号（計量法施行規則、特定計量器検定検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める西暦年数の表記方法、検定証印をはり付け印により付する場合の様式及び基準適合証印をはり付け印により付する場合の様式を定める件の一部を改正する告示）

4. 附則

<施行期日>

公布日：平成30年3月下旬

施行日：平成31年4月1日（ただし、一部は公布日に施行）

<検則：既使用の自動捕捉式はかりに対する経過措置>

既使用の自動捕捉式はかり係る検則第 13 条第 2 項第 2 号の読み替え並びに検則第 7 条及び第 15 条の適用除外、並びに検定をすべき期間を規定